

一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会 データ管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」）の所有するデータ資産について、保存、削除に関する基準、手順について定めるものである。

(内容)

第2条 この規程の適用の対象となる内容は次の号に掲げる内容をいう。

- 1) 本会の教育研修における講演、講義の音声データ
- 2) 本会会員が学会等で発表する研究発表や講演等で使用するデータ資料（パワーポイント、レジメ等）
- 3) 本会会員が関わる事業活動における録音・録画・撮影データ

(データ保存の目的)

第3条 本会の活動記録として、協会ニュース、年1回発行の年報（岡山医療ソーシャルワーク）に掲載するために音声データの文字起こし、画像掲載用に保存する。

(保存場所)

第4条 それぞれのデータ保存場所については次の号に定める。

- 1) 音声データについては本会広報出版部所有の IC レコーダーおよび本会 ID の Google クラウドデータに保存する。
- 2) 学会等で発表されたデータ資料については本会 ID の Google クラウドデータおよび本会 USB に保存する。
- 3) 画像データについては本会広報出版部所有の DVD データディスクおよび USB に保存する。

(削除・保存期間)

第5条 それぞれのデータについては目的が達成された時点でデータを削除するものとし、それぞれの保存期間については次の号に定める。

- 1) 講演・講義の音声データについては年報掲載が完了するまでとする
- 2) 学会等で発表されたデータ資料については年報掲載が完了するまでとする
- 3) 画像データについては内容により保存不要と判断された時までとする

施行日 2021年7月19日